

令和7年2月18日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

令和6年度以降の診断基準等及び臨床調査個人票の取扱いについて

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より通知がありました。

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく医療費助成の対象疾病の診断基準及び重症度分類等（以下「診断基準等」という。）につきましては、令和6年4月1日よりアップデートされた基準が適用されております。

本通知は、一部の疾患において、診断基準等のアップデートの改正の前後で対象者の支給認定範囲が狭まる可能性があることから、令和6年度中においては、該当する疾患について、改正後の臨個票・診断基準等で不認定となる場合でも、改正前の診断基準等で要件を満たす場合には認定としていただくよう依頼するものです。

については、貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在、自治体において、今年度、既に不認定となった方の再審査が行われていることから、医療機関へ照会等があった際には、ご対応いただけますよう、よろしくようお願い申し上げます。

<担当> 大阪府医師会地域医療2課（吉田、竹島）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737